

発達障がい児・者支援の全体像について

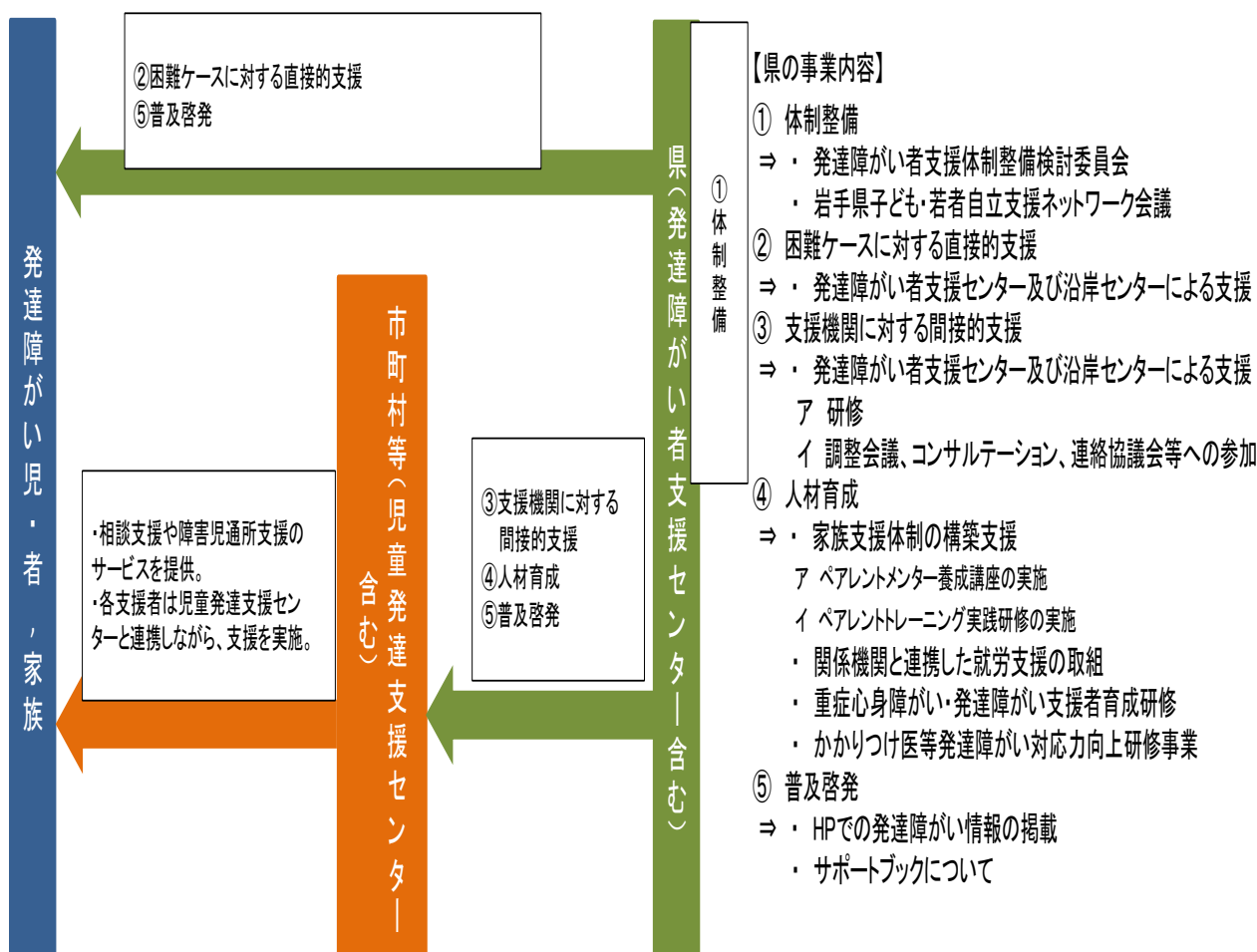
岩手県保健福祉部障がい保健福祉課

<発達障がい児・者支援の全体像について>

平成 28 年に発達障害者支援法が改正され、ライフステージを通じた切れ目のない支援、地域の身近な場所で受けられる支援について、見直されているところである。

本県では発達障がい児・者への支援について発達障がいの早期発見、各ライフステージに対応した支援等を行うため、体制整備、普及啓発及び支援者の人材育成に対する取組を実施しているところである。今後より一層、当事者や家族等がより身近な地域で支援を受けることができるように、取組を継続していく。

<発達障がい児・者支援のイメージ>



※ 市町村等 = 市町村、学校、児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、医療機関、就労支援機関、相談支援事業所、保育所、幼稚園

※ 県は発達障がい者支援センター等による困難ケースに対する直接的支援、支援機関に対する間接的支援や、人材育成、普及啓発等の取組を実施。市町村は発達障がい児・者、家族に対して、相談支援等の直接的支援を実施。児童発達支援センターと連携してサービス提供を行う。